

欧州における産廃税（廃棄物税）の導入事例について

国名	主な課税目的	納税義務者	課税対象	税収の使途及び額	留意点
イギリス 1996年～(国税・埋立税)	廃棄物の発生抑制 最終処分量の減量の 推進(リサイクル率の 向上)	最終処分場の設置者 (公共及び民間)	最終処分される廃棄物 (導入当初は7ポンド/トン 毎年1ポンドずつ税率を 上げ、2003年で14ポンド /トン。2005年以降は毎 年3ポンドずつ上げていき、 最終的には35ポンド/トン まで引き上げる予定。) (ただし建設系廃棄物は低 率で2ポンド/トンに据え置 き) (産廃も一廃も税率は同一)	一般財源 (約5億5,600万ポンド /年=約1000億円/ 年) <参考> ・全体の納付額における 割 合は、公共と民間でほぼ 五分五分。	・建設系廃棄物に特例を 設けている理由は、環 境負荷が小さいこと、 及びリサイクルが進ん でおり埋立に回りにくい 構造であるため。 ・イギリスでは埋立処分 が中心であり、全体の 約80%が直接埋立 処分。
スウェーデン 2001年・1月～(国税・埋 立税)	廃棄物の排出抑制 リサイクル率の向上 財源確保	最終処分場の設置者 (大部分が市町村・一部 大企業が設置しているの が実態)	最終処分される廃棄物 (2000年1月時点で28ユー ロ/トン 2003年1月時 点では40ユーロ/トン) ただしリサイクル出来ない ものは除外規定あり 産廃も一廃も税率は同一	一般財源 (約1億ユーロ/年= 約120億円/年)	・焼却税の導入につき現 在検討中。 ・市町村は、主として地 方所得税に埋立税分 を上乗せして徴収。
デンマーク 1987年～(国税・埋立税 /焼却税)	財源確保 廃棄物の排出抑制 リサイクルの推進		中間処理・最終処分される 廃棄物 (導入当初は40DKr/トン 現在は50ユーロ/トン (埋立))	一般財源	・処理方法別に異なる税 率を設定。 (焼却より埋立の方を 高く設定)
オランダ 1995年～(国税・埋立税)	廃棄物の排出抑制 リサイクルの推進	最終処分場の設置者	最終処分される廃棄物 (12.5ユーロ/トン) ただし焼却可能物を埋め立 てる場合は64.3ユーロ/	一般財源 (約2億4000万ユーロ /年=約290億円/ 年)	
スイス (汚染地回復税)	内容調査中				

この資料は、スウェーデン・イギリスの廃棄物担当者から聴取した情報ならびにOECD資料より作成したものである。

<参考> 現在、ドイツにおいて廃棄物税制度は存在していないが、1990年代初頭より、国内4～5州において地方税(埋立税)が導入された。ところが、事業者においてリサイクルのための最大限の努力がなされているにもかかわらず、さらに埋立税を取ることは税の徴収目的(排出抑制)に反するというので、1998年に高等裁判所で違憲判決が出され、税はなくなった。

ドイツ (地方税・埋立税)	有害廃棄物の排出抑制	排出事業者 最終処分場設置者 (州によって違いあり)	不明	不明	・たとえば、廃棄物を他 州に持ち込む排出事業 者が自州と他州の両方 で二重課税される問題 も生じた模様。
------------------	------------	----------------------------------	----	----	--

<参考> は、独環境省の廃棄物担当者より聴取した参考情報である。